

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 意見書案第 2 号

ロシア・プーチン大統領の北方領土上陸に対して嚴重に

抗議し、早急なしかるべき対応を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 11 日提出

函館市議会議長 金 澤 浩 幸 様

提出者	函館市議会議員	板 倉 一 幸
同	同	道 畑 克 雄
同	同	斉 藤 佐知子
同	同	福 島 恭 二
同	同	野 沢 友 志
同	同	高 橋 千 晶
同	同	見 付 宗 弥

ロシア・プーチン大統領の北方領土 上陸に対して嚴重に抗議し、早急な しかるべき対応を求める意見書

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、日本人が住み続けてきた我が国固有の領土であり、1945年8月の我が国によるポツダム宣言受諾直後にソ連軍に不法占拠されてから、80年もの長きにわたる年月が経過しました。

生まれ故郷を追われた元島民の方々の長きにわたる御労苦や故郷を思う心情は察するに余りあります。北方領土問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、これらの返還は国民の一致した願いです。また元島民の方々の高齢化も進んでいることから、一刻も早い返還の実現が切実に望まれています。

函館市においても、長年にわたり返還要求啓発電車の運行や返還を求める署名等活発な活動が進められております。

そのような中、本年8月13日、ロシアのプーチン大統領が突如、択捉島を訪問しました。ロシア国家元首として初めて択捉島に上陸したことは「北方領土は歴史的にも法的にも日本固有の領土である」という我が国の立場と明らかに矛盾し、ロシアによる不法占拠と実効支配を正当化しようとする断じて受け入れられない行為であります。

よって、政府並びに国会は、北方領土は我が国固有の領土であることの正当性を国際社会に訴えていくとともに、今回の訪問に関して以下の事項について早急に対応することを強く要望します。

記

- 1 ロシアに対して、大統領の北方領土上陸を嚴重に抗議し、北方領土は日本固有の領土であるとの立場を改めて明確にすること。
- 2 今回の訪問の目的、狙いについて情報収集、分析し、早急にしかるべき対応をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 日

函館市議会議長 金 澤 浩 幸